

愛媛県農山漁村における  
男女共同参画に関する方針

令和8年3月  
愛 媛 県

# 目 次

はじめに	1
1 方針体系	2
2 計画の期間	2
3 推進方策	
(1) 方針決定過程への女性参画の推進	2
(2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革	3
4 推進目標	5

## はじめに

近年、担い手の減少や高齢化に加え、夏季の高温等の気候変動、激化する国際情勢等を受け、農林水産業を取り巻く環境はより厳しくなる中、農山漁村で日々活動する女性は、地域で欠かせない担い手となっている。このような環境変化に対応し、将来にわたり安心して生産活動が継続できる農林水産業を実現するためには、性別や年齢を問わず、個人の意思・能力を尊重し、男女が平等な立場で活躍できる環境を整備することがより一層重要である。

本県農山漁村における男女共同参画については、平成6年4月に第1次となる「愛媛県農山漁村女性のビジョン」を策定し、関係機関が一体となり目指すべき目標を明確にし、農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進してきた。

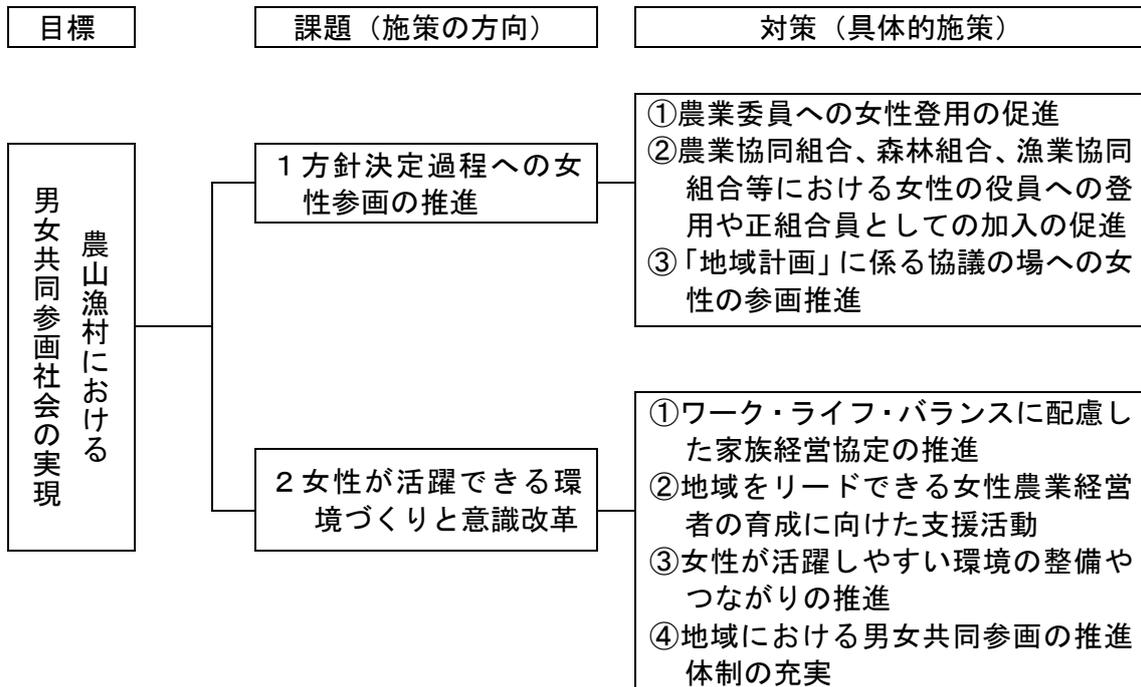
こうした取組が実を結び、農業協同組合の役員に占める女性の割合や県下全域で活躍する一次産業女子メンバー数は増加傾向にある一方で、地域計画・経営方針等の決定過程への女性の参画や女性の活躍を促す環境づくりは、十分とは言えない状況にある。

今回、新たに策定する「愛媛県農山漁村における男女共同参画に関する方針（第6次）」は、令和3年3月に策定した第5次となる方針の到達状況を評価するとともに、令和3年3月に策定された第3次愛媛県男女共同参画計画をはじめ、えひめ農林水産業振興プラン2026等との整合性を図りながら、農山漁村の女性を取り巻く状況変化等を踏まえ、

- 各団体への啓発や数値目標設定等による方針決定過程への女性参画の推進
- 家族経営協定の推進や各ステージに合わせた研修会の開催、女性同士のネットワーク構築等による女性が活躍できる環境づくりと意識改革

に重点的に取り組むことで、男女双方の意識を変え、農林水産分野の活動に女性がより一層参画し、活躍できる社会の実現を目指すこととする。

## 1 方針体系



## 2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5ヶ年間とする。

## 3 推進方策

### (1) 方針決定過程への女性参画の推進

#### ①農業委員への女性登用の促進

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、女性の割合が伸び悩み、未だに男性が多くを占めており、女性の声が方針や活動に十分反映されにくい状況である。

このため、各市町農業委員会において、女性委員の登用目標を設定し、女性ゼロからの脱却、複数女性の選出に取り組み、意思決定に女性の意見が反映されるよう、意識啓発や組織づくりを推進する。

(具体的な取組)

- 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- 各市町農業委員会における女性登用の数値目標の設定
- 各市町農業委員会への啓発活動

#### ②農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等における女性の役員への登用や正組合員としての加入の促進

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員や正組合員は、男性が多くを占めており、女性の声の方針や活動に十分反映されにくい状況である。

このため、各団体において、具体的な女性役員数や女性正組合員数について目標を設定し、女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。

(具体的な取組)

- 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- 各団体における女性登用の数値目標の設定
- 各団体への啓発活動

### ③「地域計画」に係る協議の場への女性の参画推進

基幹的農業従事者数に占める女性の割合は約4割であり、農業において女性が活躍しているにも関わらず、地域の寄り合い等は男性が参加する傾向にあるなど、地域の方針決定の場でも女性の参画は進んでいないことから、地域の意思決定層等に対する意識啓発を図る必要がある。

このため、「地域計画」に係る協議の場への女性農業者を含めた地域関係者の参画を推進する。

(具体的な取組)

- 各団体への啓発活動

## (2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

### ①ワーク・ライフ・バランスに配慮した家族経営協定の推進

農林水産業の持続的発展のためには、根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消や、慣行の是正に向けた男女双方の意識改革を行うとともに、仕事と家庭の両立が実現されるよう、平等な家族関係を築くことが重要である。

このため、仕事と家事・育児・介護等との調和や多様なライフスタイルの確立を支援するため、農業や家事の分担・負担度合の現状把握を行うなど、家族相互の合意のもとに家族間での役割分担や就業条件を明文化する家族経営協定の締結拡大と有効活用を推進する。また、既に締結している経営体に対しては、見直しを推進するとともに、共同経営者として女性の地位・責任を明確化するため、認定農業者の共同申請を推進する。

なお、家族経営協定については、農業者のみならず林業者や水産業者にも普及を図る。

(具体的な取組)

- 家族経営協定締結および見直しの推進
- 認定農業者の共同申請の推進

## ②地域をリードできる女性農業経営者の育成に向けた支援活動

農林水産業における性別役割分担意識が残る中、女性が活躍するためには、男女双方の意識改革や技術力・経営力の発展が求められる。

このため、農林水産業に従事する女性の生産技術習得や経営・組織管理能力向上のために、就業相談段階、就業初期、中堅等のステージに合わせた各種研修や情報発信を通じ、地域をリードできる女性農業経営者を育成する。

(具体的な取組)

- 新たに農林水産業に就業した女性の育成
- 生産技術や経営・組織管理能力等の向上研修による地域をリードできる女性農業経営者の育成
- 女性認定農業者の育成

## ③女性が活躍しやすい環境の整備やつながりの推進

今後の農林水産業の担い手として女性の存在は不可欠となっており、十分な能力を発揮するためには働きやすい環境整備が必要である。

このため、ほ場や作業場等における男女別の更衣室・トイレの設置を推進するとともに、「スマート農業技術」等の活用により、身体の負担軽減や作業時間の短縮を図り、女性や高齢者などが活躍しやすい農業現場を実現する。

また、農林水産業に従事する女性同士のつながりができるよう、県内女性の組織である一次産業女子ネットワーク・さくらひめへの加入やそれぞれの地域にある女性グループ間のネットワークづくりを推進する。

(具体的な取組)

- 農林水産業の現場における環境整備の推進
- 一次産業女子ネットワーク・さくらひめへの加入推進
- 女性グループ間のネットワークづくりの推進

## ④地域における男女共同参画の推進体制の充実

それぞれの地域においても、方針決定の場への女性の参画や女性が働きやすい環境の整備、家事・育児・介護の負担の偏りの是正等を推進していく必要があるため、各地方局・支局や各市町、関係機関・団体においても、情報共有の場を持つ等連携して男女共同参画を推進する。

(具体的な取組)

- 各組織活動等を通じた啓発活動

#### 4 推進目標

##### (1) 方針決定過程への女性参画の推進

指標項目	現況 (R7)	目標 (R12)
農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用	複数の委員登用 14 委員会	複数の委員登用 20 委員会
農業協同組合の役員に占める女性の割合	12.6%	20%
女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	40.6%	45%
漁業協同組合の女性正組合員の割合	4.9%	4.9%

##### (2) 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

指標項目	現況 (R7)	目標 (R12)
家族経営協定締結数	1,188 戸	1,200 戸
認定農業者に占める女性の割合	9.0%	10%
県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	15.4%	17%
一次産業女子メンバー数	176 名	230 名
認定新規就農者に占める女性の割合	19.8%	24%